

**静岡県告示第102号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により、西浦みかん土地改良区（沼津市）の設立を令和元年6月17日認可した。

なお、同法第10条第1項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年6月25日

静岡県知事 川 勝 平 太